

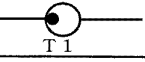

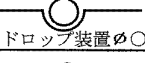
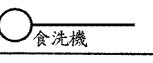




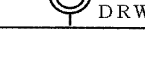



表 1-3 排水設備設計図の図示記号一覧表

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸ます 角ます
床 排 水 口					
ト ラ ッ プ			汚 水 最 終 ます		
掃 除 口			雨 水 最 終 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸ます 角ます
排 水 管					
通 気 管		黄色	雨 ど い		
立 管			境 界 線		
排 水 溝 (宅 地 内)			建 物 外 壁		
汚 水 ます		丸ます 角ます	建 物 間 仕 切 り		
			新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
ド ロ ッ プ ます (汚 水)		丸ます 角ます	新 設 管 (雨 水 管)		緑 色
分 離 ます			撤 去 管		
雨 水 ます		丸ます 角ます	既 設 又 は 在 来 管		既 設 汚 水 管 既 設 雨 水 管 既 設 合 流 管
ド ロ ッ プ ます (雨 水)		丸ます 角ます	鋼 管	GP	
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管	CP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
			管 の 交 差		

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
Lトラップ	 Lトラップ		足洗い場	 足洗い場	
T1トラップ	 T1		ゴミ置場	 ゴミ置場	
ドロップ装置	 ドロップ装置の〇〇		食洗機	 食洗機	
小口径ドロップます(汚水)	 DR		小口径ドロップます(雨水)	 DR	
小口径ドロップます(汚水)	 DRY	二方向流入	小口径ドロップます(雨水)	 DRY	二方向流入
小口径ドロップます(汚水)	 DRW	三方向流入	小口径ドロップます(雨水)	 DRW	三方向流入

#### ⑥ 数量の計算（積算）

積算は出来るかぎり正確に出す。とくに、立上り、立下り部分など、平面図だけでは読み取りにくい部分も、よく解説して、実際に工事を施工したときとあまり誤差が生じないように積算すること。

#### ⑦ 工事費の算定

工事費は正確な積算を基に適正な価格で算定する。

#### ⑧ 工事の施工にあたって、次の点に留意する。

ア. 騒音、振動、水質汚濁等の公害防止に適切な処置を講じるとともに、公害防止条例等を遵守し、その防止に努める。

イ. 安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努める。

ウ. 使用材料、機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い事故防止に努める。

エ. 火気に十分注意し、火災の発生防止に努める。

オ. 危険防止のための仮囲い、柵など適切な保安施設を施し、常時点検を行う。

カ. 汚染又は損傷のおそれのある機材、設備等は、適切な保護養生を行う。

キ. 工事中の障害物件の取り扱い及び取り壊し材の処置については、施主（設置者）並びに関係者立会いのうえ、その指示に従う。

ク. 工事の完了に際しては、速やかに仮設物を撤去し、清掃及び跡片付けを行う。

ケ. 工事中に事故があったときは、直ちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに、速やかに応急措置を講じて、被害を最小限にとどめなければならない。

### 8. 材料及び器具

材料及び器具は、経済性、安全性、互換性、その他を考慮し、日本工業規格（J I S）、日本農林規格（J A S）、日本水道協会規格（J W W A）、日本下水道協会規格（J S W A S）、空気調和・衛生工学会規格（H A S S）、プラスチック・マスマンホール協会規格（P M M）等を用いることが望ましい。規格のないものについては、形状、品質、寸法、強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定する必要がある。

なお、管類については、日本下水道協会において検査体制並びに認定工場制度を設けており、これらの制度により品質の確保がなされているものを選定する。

一度使用した器具又は材料は、材質や強度、耐久性その他についての的確な判断が困難であるので再使用しない。やむを得ず再使用するときは、機能上及び維持管理上支障のないことを確認する。

### 9. 排水設備の維持管理

排水設備の維持管理にあたっては以下の事項を考慮する。

- ① 排水設備の設置義務者は、日常の注意及び定期点検を行うことが望ましい。
- ② 排水設備の設置義務者は、工事完成図書等を保管することが望ましい。
- ③ 排水設備の設置義務者は、増設又は改築を行う場合は、届出を行う。
- ④ 排水設備の設置義務者は、避難所等の排水設備に関する被災時の備えをすることが望ましい。

排水設備の設置後、長期間、点検や維持管理を行っていないと、排水管の閉そくなどにより、生活に支障をきたすとともに、悪臭等の発生により周辺環境が悪化する。

このため、住民が快適な生活を送るためには、排水設備の維持管理は欠かせない。

(1) 維持管理の目的

排水設備の維持管理の目的については次のとおりである。

- ① 排水設備の機能確保
- ② 排水設備の延命化
- ③ 公共下水道の損傷防止や公共用水域の水質保全

(2) 日常点検

- ① 日常の使用上の注意としては、排水設備の流下を阻害するものを流さないことや、ますの中のごみなどの除去を行う。また、「トイレクリーナーについて、パッケージにおいて『トイレに流せる』、『水にほぐれる』等の表示を行っている事業者が存在する。事業者が、自己の供給するトイレクリーナーについて、トイレットペーパーのJISによるほぐれやすさの品質基準を満たしていないにもかかわらず、パッケージにおいて「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等を表示することは、トイレクリーナーの内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしていることとなり、「景品表示法第4条第1項（優良誤認）違反」にあたり消費者庁ホームページに公表されている。

定期点検としては、設備の種類に応じた点検項目や点検周期を定めて異常の有無を認識し、異常を確認した場合は、適切な措置を講じる必要がある。

特に屋外排水管やますにおいては、破損、目地からの漏水、木根の侵入や土砂の流入がないかを確認する。

② 維持管理者

維持管理を行う者（排水設備設置義務者）としては、法第10条第2項では、設置された排水設備の改築又は修繕は、排水設備を設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、土地の占有者が行うものとされている。

(3) 工事完成図書

排水設備工事検査合格後または竣工後に工事業者より、工事完成図書を提出させ、今後の維持管理のために保管し、活用すること。

また、定期的な維持管理の記録を残すことが望ましい。

(4) 増改築の届出

排水設備の増設又は改築を行う場合は、新設と同様に条例等で定める排水設備の計画及び工事の確認願等の必要書類を提出し、工事の着手前に、その計画が法令等の規定に適合していることの「確認の通知」を受けること。

(5) 被災時の備え

地震等被災時に避難所となる施設等の排水設備においては、耐震性を有することが重要であるとともに、施設管理者と公共下水道管理者が連携を図り、被災時の早期復旧が必要となる排水設備をリストアップし、公共下水道の復旧計画との整合や指定工事店組合との連携等事前準備をしておくことが望ましい。